

答 申 第 6 1 号
平成20年 7 月28日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成20年3月11日付け青監第632号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

単身赴任職員の本庁出張に係る旅費請求書等（上北地域県民局地域整備部分）について
の一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、結論において妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成19年12月10日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地乃至はその周辺に単身赴任している職員の本庁出張時の旅費支出に係る旅費請求（精算）書、復命書。ただし、平成18年度分。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地乃至はその周辺に単身赴任している職員の本庁出張時の旅費支出に係る旅費請求（精算）書、復命書及び会議開催通知書。ただし、平成18年度分。」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書のうち、旅費請求書及び復命書の職名、職務の級、職員の氏名、用務、精算請求金額、日当、課員の印影（以下「本件情報」という。）については条例第7条第3号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年12月20日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年2月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 条例第1条の「目的」、同第3条の「解釈及び運用」及び同第7条の「開示義務」の規定内容からすると、条例は、「原則開示」の精神にのっとりその全体が解釈運用されなければならないことを明らかにしている。したがって、不開示とすることができる情報は、極めて限定されるものである。
- (2) 実施機関が本件処分の論拠とした条例第7条は、一方では「原則開示」の立場を明確にしながら、「行政文書を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を可能な限り、限定的かつ明確に類型化し」ており、併せて同条第3号においては、開示請求の対象となる情報の中に、たとえ不開示情報としての個人情報があったとしても、それら個人情報のすべてが不開示となるものではない、として、不開示情報としての要件を明らかにし、実施機関の職権の濫用を牽制、禁止している。したがって、開示・不開示の決定に当たっては実施機関による裁量の余地はないものである。
- (3) 実施機関の不開示とした情報は、本件開示請求の内容において明らかなおお青森県職員の出張に関する情報であり、その職員の公務に関する情報そのものである。しかも、不開示とされた情報は出張に赴いた職員の職名又は職業、職務の級、氏名に関する情報と出張目的（用務）に関する情報であって、これらが不開示とされることによって、当該出張の妥当性すら判断できなくなる。
そもそも、不開示処分は、条例が認めた不開示処分の本来の目的を実現するためにのみ、認められるべきものであり、本来の目的以外の目的のためになされた不開示処分は、違法となる。
- (4) 条例第7条第3号ただし書ハによれば、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除外す

るものとしている。そうすると、実施機関が不開示の理由とした「同号（条例第7条第3号）ただし書のいずれにも該当しない」との根拠は皆無である。

- (5) よって、本件開示請求に係る情報のうち、実施機関が本件行政文書に記載されている職員の「職名、職務の級、氏名」と本件開示請求の内容に該当する職員の出張用務、課員の印影ばかりか、請求金額や日当金額まで不開示にされることによって、支出された金額の妥当性すら県民には検証できず、不開示としたことに合理的な理由はない。

(6) 理由説明書に対する反論

ア 本件異議申立てに係る不開示情報は、実施機関による理由説明書に記載されているとおり「旅費請求書及び復命書の職名、職務の級、職員の氏名、用務、精算請求金額、日当及び印影」であり、確かに個人に関する情報であり、個人に関する情報が含まれているものである。しかし、同時に条例第7条第3号ただし書ハに記載されている公務員に関する情報であり、「その職務の遂行に係る情報」であって、同号によれば、そのような場合には「当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、いわゆる不開示情報から除外することとされている。

イ ところで、実施機関は理由説明書において「自宅が青森市にあり、当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任しているという情報は、当該職員の個人情報に当たる」とその理由を説明している。換言すれば、「単身赴任」という条件がなければ不開示とはしなかったのだということは推量され、そうすると、本件開示請求から「単身赴任」という条件を除外した場合には本来開示されていた情報、ということができる。

しかし、県職員の「単身赴任」情報が開示されることによって、当該職員にどのような不利益が生じるのかについての具体的な説明はされていない。

また、本件情報が条例第7条第3号ただし書ハに該当する情報であることは、実施機関による理由説明書においても認めているところである。

ウ 本件開示請求の目的は、単身赴任者の旅費が「職員等の旅費に関する条例」（昭和27年9月青森県条例第45号）などの定めに基づいて、適正に支出されているか否かの確認をすることにあつた。ところが実施機関が主張するように「個人情報」であることを理由として当該旅行の用務、精算請求金額、日当を不開示とされることによって、それらの旅行がどのような必要性をもってなされたものであるのかさえ県民にとっては検証できないこととなる。

エ 以上のことから、実施機関による不開示の理由に合理性はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

- 1 本件開示請求は、自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る旅費請求書等を請求しているものであるが、自宅が青森市にあり、当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任しているという情報は、当該職員の個人に関する情報に当たる。また、本件開示請求の対象となる旅費請求書、復命書及び会議等開催通知に記載されている当該職員の氏名及び印影は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報」に当たり、当該職員の職名、職務の級、精算請求金額及び日当並びに当該職員を識別できる出張の用務は、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報に当たる。
- 2 このことから旅費請求書、復命書及び会議等開催通知の全体が条例第7条第3号に該当し、不開示となるところ、条例第8条第2項の規定により当該職員の氏名、印影、職名、職務の級、精算請求金額及び日当並びに当該職員を識別できる出張の用務（次項において「当該職員の氏名等」という。）の部分を除いた部分を開示したものである。
- 3 なお、当該職員の氏名等は、当該職員の公務旅行に関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハの地方公務員の職務の遂行に係る情報に当たり、本来であれば不開示情報とならないものであるが、本件開示請求は、自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る旅費請求書等を対象としているため、同ハの規定に基づき当該職員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を開示した場合、自動的に、自宅が青森市にあり、当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任しているという個人に関する情報も併せて開示されることとなってしまうものであり、このことから当該職員の氏名等を不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示を拒否したことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、旧十和田県土整備事務所に所属する職員のうち、自宅が青森市にあり、かつ、同県土整備事務所に勤務のため、同県土整備事務所の所在地である十和田市ないしはその周辺に単身赴任している者（以下「本件対象職員」という。）が平成18年度に行った、県庁出張に係る旅費請求（精算）書、復命書及び会議開催通知書である。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性を検討する。

(1) 本件情報の具体的内容について

本件情報の具体的内容は、本件行政文書ごとに整理すると、おおむね次のとおりである。

ア 旅費請求（精算）書

本件対象職員の職名・職務の級・氏名・印影、本件対象職員の出張に係る用務・精算請求金額・日当

イ 復命書

決裁欄の課員の印影、本件対象職員の職名・氏名・印影、本件対象職員の出張に係る用務の全部又は当該用務のうち会議等の名称

(2) 条例第7条第3号の趣旨、規定内容について

ア 趣旨

- (ア) 条例第7条第3号は、個人に関する情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。
- (イ) プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、一方、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難である。このため、条例第7条第3号は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と包括的に規定することにより、このような情報は、原則として不開示とすることとしたものであり、さらに、たとえ特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とすることとしたものである。

イ 本文の内容

- (ア) 条例第7条第3号本文は、原則不開示とする個人情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。
- (イ) このうち、「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本的な情報のほか、家族状況、親族関係、生活の記録等の個人の家庭生活に関する情報など、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。

ウ ただし書の内容

- (ア) 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとしたものである。
- (イ) この例外の一つとして、条例第7条第3号ただし書は、「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する

特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報を個人情報の例外としたことの経緯等について

ア 条例第7条第3号は、条例附則第3項の規定により廃止された旧青森県情報公開条例（平成7年10月青森県条例第44号）第10条第3号を見直ししたものであり、この見直しに当たり知事に対して提出された、「青森県情報公開制度の改善に関する提言について」（平成11年11月4日青森県情報公開制度改善検討懇話会）においては、改善すべき事項として次の点が挙げられている。

(ア) 個人情報の規定の仕方については、現行どおり「個人識別型」とする。

(イ) 例外的開示事項を定めた「ただし書」について、開示範囲が拡大するよう行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を参考として整理する。

(ウ) 公務員情報に関する「ただし書」を設け、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員の職名、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示する。

イ この提言においては、上記(2)ア(イ)記載と同様の趣旨から「個人識別型」とするのが適当とした上で、公務員の職務遂行に係る情報については、行政の有する「説明する責務」の観点から、できる限り開示されるべきであるという考え方が示されている。

このことは、公務員の職名、氏名は元々職務遂行に必要な要素であり、職務の遂行に関する情報に含まれる公務員の職名、氏名については、行政の説明責任の要請の下に、公務員の個人としての側面は捨象されると判断したものと思われる。

ウ この提言を踏まえて制定された条例第7条第3号に関し、「青森県情報公開条例の解釈運用基準」（平成12年3月13日制定）では、条例第7条第3号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」については、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護さ

れる必要があり、対象となる情報ではないとされている。

エ これらのことからすると、条例第7条第3号は、公務員に関する情報も、一義的には「個人に関する情報」に含まれ、個人としての権利利益は十分に保護する必要があるが、一方、「公務員の職務の遂行に関する情報」については、行政の諸活動に対して説明責務を果たす目的のため、例外的に開示することとしたものと言うべきである。

よって、条例第7条第3号ただし書ハの規定は、「公務員の職務の遂行に関する情報」を公にすることにより、職務遂行以外の公務員個人の私的領域に関わる情報が公になるような場合においてまで、当該情報を開示すべきとしたものと解することはできない。

オ したがって、公務員の職務の遂行に関する情報に、職務遂行の内容並びに職名及び氏名以外の公務員個人の私的領域に関わる情報が含まれている場合には、条例第7条第3号ただし書ハの規定は適用されず、当該情報は、原則どおり、「個人に関する情報」として不開示となると解するのが相当である。

(4) 本件情報の条例第7条第3号該当性について

ア 本件情報は、(1)のとおり、いずれも「公務旅行に関する情報」であって、この点のみからすれば、条例第7条第3号ただし書ハに規定する「公務員の職務遂行に関する情報」に当たるものである。

イ 一方、本件開示請求は、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る旅費請求書等」を対象文書としているため、本件情報は、「自宅が青森市にあり、かつ、旧十和田県土整備事務所に勤務のため、同県土整備事務所の所在地である十和田市ないしはその周辺に単身赴任している職員」に関する情報である。

この「単身赴任している職員」に関し、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）第10条の2第1項本文では、「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する」と規定しており、このうち、「別居」については、「配偶者との生活の本拠を異にしていると認められる場合をい

い、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいう」ものとされている。

したがって、「単身赴任している職員」には、少なくともこの種の事情が存在するのであり、このことから、本件情報は、個人の家庭生活に関する情報、すなわち、具体的な職務の遂行との直接の関連を有しない、当該職員の私的領域に関わる情報ともなるものである。

ウ 当審査開会が調査したところによれば、実施機関は、職員の経歴、健康状態、生活の状況等を掌握し、人事管理の適正を図る一助とするため、職員調書を作成し、また、毎年これを照合し、補正しているほか、職員においても、履歴事項に異動があった場合は、青森県職員服務規程（昭和36年9月青森県訓令甲第29号）に基づく届出等が義務付けられていることが認められるものである。

このため、実施機関が保有するこれら職員の個人に関する情報を前提に、例えば、本件開示請求と同様に、病歴、家族状況などに関し特定の事情を有する職員に絞り込んで、職務遂行に関する情報に係る行政文書を開示請求することも可能である。しかし、この場合に、条例第7条第3号ただし書ハに該当するとして、当該行政文書が開示されることになれば、結果として、職員個人のプライバシーは、何ら保護されないこととなってしまう。

エ なお、異議申立人は、「実施機関は、県職員の単身赴任情報が開示されることによって、当該職員にどのような不利益が生じるのか具体的に説明していない」旨主張している。

しかし、条例において、個人に関する情報についての不開示情報を定めるに当たっては、上記(2)ア(イ)のとおり、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があるため、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確にするのが困難であることから、いわゆる個人識別型を採用したところである。

したがって、本件情報の条例第7条第3号該当性の判断に当たっては、本件情報の本件対象職員に係る識別可能性について検討すれば足り、本件情報が公になることにより生じる本件対象職員の不利益の有無については、特に考慮すべき事項とならないものである。

オ また、異議申立人は、「本件開示請求の目的は、単身赴任者の旅費が職員等の旅費に関する条例等に即して、適正に支出されているか否かを確認することにある」とし、「当該旅行の用務、精算請求金額、日当が開示とされれば、当該旅行の必要性さえ検証できない」旨主張している。

しかし、行政文書の開示・不開示の判断は、当該行政文書に記録された情報が条例第7条各号の不開示情報に該当するかどうかによって行われるものであり、

開示請求の目的によって、その判断が左右されることにはならないものである。

カ 以上から、本件情報のうち、本件対象職員を識別することができるものについては、条例第7条第3号本文に該当し、同号ただし書ハに該当しない。

キ もともと、本件情報のうち、本件対象職員の出張に係る用務の全部又は当該用務のうち会議等の名称について、実施機関は、本件対象職員が識別できるとしているが、当該会議等の出席者は、その名称に含まれる特定の職名に係る職員に限定されない場合があり、また、種々の事情により当該職員が出席できない場合などには、他の職員の代理出席も不可能ではないものである。

したがって、当該用務又は当該用務のうち会議等の名称を公にしたとしても、本件対象職員の職名・職務の級・氏名・印影、本件対象職員の出張に係る精算請求金額・日当を不開示とした場合には、当該会議等に出席した本件対象職員が、当該会議等の名称に含まれる特定の職名を有する者であるとまでは言い切れないものがある。

ク 以上のとおり、本件情報のうち、次に掲げる情報は、条例第7条第3号に該当しない可能性があるが、これ以外の情報は、条例第7条第3号に該当する。

(ア) 旅費請求（精算）書

本件対象職員の出張に係る用務

(イ) 復命書

本件対象職員の出張に係る用務の全部又は当該用務のうち会議等の名称

4 結論

よって、本件情報のうち、上記3(4)ク(ア)及び(イ)に掲げる情報は、条例第7条第3号に該当しない可能性がある。しかしながら、実施機関は、本件処分において、いったん、当該情報を「本件対象職員を識別することができる情報」として不開示としているため、現時点でこれを開示した場合には、開示された会議等の名称に含まれる特定の職名等から、結果として、本件対象職員が識別されることとなるものである。

このことも踏まえれば、本件処分については、第1のとおり判断せざるを得ない。

5 付言

(1) 本件行政文書の特定について

ア 「旅費請求（精算）書」、「復命書」及び「会議等開催通知書」には、「自宅

が青森市にある」、「旧十和田県土整備事務所に勤務のため、同県土整備事務所の所在地である十和田市ないしはその周辺に単身赴任している」といった、本件対象職員を特定できるような情報は記載されておらず、これら旅費請求（精算）書等記載の情報のみをもって、本件行政文書を特定することはできないものと認められる。

イ このため、実施機関に対し、本件行政文書の特定方法について照会したところ、実施機関はその提出した書面において、「職員調書を確認し、特定した」旨述べているところである。

(2) 本件行政文書を特定するための作業について

ア 本件行政文書を特定するための作業（以下「本件検索作業」という。）は、上記(1)イのとおり、職員調書という、本件開示請求で求められた旅費請求（精算）書等以外のものを用いて行わなければならない作業である。

イ 開示請求の対象となる行政文書の特定は、当該行政文書の記載内容によって行うのが一般的であるところ、本件検索作業は、本件開示請求の趣旨を踏まえ、実施機関が、当該行政文書以外の情報を用いて行った、通常とは異なる別途の作業である。

今後、対象文書特定のため、本件以上に、より詳細かつ膨大な別途の作業が必要とされる場合には、当該作業は任意の作業であること、及び開示請求者の適正請求義務を定めた条例第4条の趣旨からして、当該作業を行う必要はないと解するのが相当である。

ウ また、本件検索作業は、本件対象職員の個人の家庭生活に関する情報等が記載された、職員調書によって行われたものであり、当該情報は、開示請求が行われた場合には、条例第7条第3号の個人情報に該当し、不開示となる情報である。

エ ところで、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）第9条第1項では、「実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定している。その趣旨は、個人情報の利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、保有個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。）の利用又は提供は、個人情報取扱事務の目的及び当該目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、目的外の利用又は提供をしてはならないこ

とを義務付けた、という点にある。

一方、同条第2項では、その例外として、一定の場合には、保有個人情報の目的外的利用又は提供をすることができる旨規定し、同項第2号では、「実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」と規定している。

本件行政文書は、本件検索作業を行わなければ、これを特定することができないが、前記のとおり、そもそも、本件情報は、本件対象職員の個人の家庭生活に関する情報であり、条例第7条第3号の個人情報に該当し、不開示とすべき情報である。本件開示請求のために、このような不開示情報を利用して検索することが、個人情報保護条例第9条第2項第2号の「相当な理由」に該当するかについては、慎重な検討が必要である。

上記の関係規定の内容からすれば、このような検索作業を行うこと自体、個人情報保護条例上問題はなかったのか、疑問があるところである。

(3) 本件対象職員を限定しない形で開示請求が行われた場合について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件検索作業を行った上で、本件行政文書を特定し、本件処分を行ったところであるが、旧十和田県土整備事務所の職員が平成18年度に行った県庁出張に係る旅費請求書等について、「自宅が青森市にあり、県出先機関に勤務のため当該出先機関所在地ないしはその周辺に単身赴任している職員に係る」という限定がない形で、改めて開示請求が行われた場合には、本件行政文書を含む旅費請求（精算）書等が対象文書として特定され、本件情報についても、職務遂行に関する情報として、条例第7条第3号ただし書ハの規定により開示されることとなる。

イ このため、本件情報と当該開示請求によって開示された情報とを比較した場合には、結果として、本件情報の具体的内容が明らかとなるものである。

(4) 以上の点を踏まえれば、実施機関は、本件開示請求に対し、本件検索作業を行うことなく、対象となる行政文書を特定することができない（あるいは、すべきでない）として、その全部を開示しない旨の決定をすることも可能であったものと思われる。今後、同種の開示請求があった場合には、この点も考慮において、対応すべきであると考えられる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3 月11日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成20年 3 月21日 (第141回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 4 月 2 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成20年 4 月21日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成20年 4 月25日 (第142回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 5 月23日 (第143回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 6 月27日 (第144回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 7 月15日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年 7 月22日 (第145回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成20年 7 月 28 日現在)